

受水槽に直結する給水設備の
共同住宅に係る各戸検針実施規約

令和3年10月6日

横浜市水道局

目 次

第 1 条	趣 旨	1 頁
第 2 条	定 義	〃
第 3 条	申請者の資格	〃
第 4 条	申請手続	〃
第 5 条	適用基準	2 頁
第 6 条	受水槽に直結する給水設備	〃
第 7 条	各戸メーターの確認	〃
第 8 条	工事代理人の選出	〃
第 9 条	連絡責任者の選出	〃
第 10 条	共同住宅の使用者名簿の提出	〃
第 11 条	施錠装置付共同住宅	3 頁
第 12 条	メーターの有効期間満了に伴う各戸メーターの設置等	〃
第 13 条	申請者の届出義務	〃
第 13 条の 2	受水槽等の洗浄	〃
第 13 条の 3	受水槽等の洗浄水量料金の取扱い	4 頁
第 14 条	各戸検針による給水の取扱い	〃
第 15 条	権利義務の承継	〃
第 16 条	各戸メーター等の維持管理	〃
第 17 条	完了検査及び回答	5 頁
第 18 条	各戸検針の中止等	〃
第 19 条	集中検針の適用	〃
第 20 条	集中検針の定義	〃
第 20 条の 2	既設集中検針装置の使用期間	〃
第 20 条の 3	集中検針中止に伴うメーター取替	6 頁
第 20 条の 4	既設集中検針装置の撤去	〃
第 20 条の 5	集中検針の取扱い	〃
第 21 条	その他	〃
別 表 1	各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針	7 頁
第 1	各戸メーター	〃
第 2	集中検針装置	8 頁
第 3	その他	〃

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約

(趣旨)

第1条 この規約は、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取扱要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理者 横浜市水道事業管理者をいう。
- (2) 申請者 各戸検針を受けるための申請（以下「申請」という。）を行う者をいう。
- (3) 第1号様式～第18号様式 要綱で定めた申請手続等に使用する様式をいう。
- (4) 共同住宅 建物の使用目的が主として継続的に日常生活を営むためのものであって、各戸の給水設備がそれぞれ独立したものである共同住宅（受水槽に直結する給水設備が設置されているものに限る。）をいう。
- (5) 各戸メーター 水道メーターのうち、受水槽に直結する給水設備に設置されるメーターをいう。
- (6) 各戸検針 個々の居住者からの給水申込みを受け、各戸メーターの指針を直接読み取ることによる検針及び水道料金の徴収等を行うことをいう。
- (7) 集中検針 各戸検針において、共同住宅の1棟又は同一敷地内の複数の共同住宅に設置している各戸メーターの計量値を、1箇所の集中検針盤で検針する方式をいう。

(申請者の資格)

第3条 申請者は次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 当該共同住宅の所有者又は建築主
- (2) 当該共同住宅の管理組合の代表者
- (3) その他、当該共同住宅の各戸検針を申し込む正当な資格を有する者

(申請手続)

第4条 各戸検針を受けようとするときは、第1号様式により管理者に申請しなければならない。

2 申請には、次に掲げる書類のうち、管理者が必要と認めるものを添付し、当該共同住宅が所在する区域を所管する給水サービス部水道事務所（以下「水道事務所」という。）に提出しなければならない。

- (1) 配管系統図 平面図（別図第1）及び立面図（別図第2）
- (2) メーター部分拡大図（別図第3及び別図第4）
- (3) 集中検針用メーター配線図（別図第5）

(適用基準)

第5条 管理者は、申請を受けた場合、申込時に次項に規定する基準に適合することの確認を行うものとする。

2 適用の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 申請に係る建物の使用目的が主として継続的に日常生活を営むためのものであること。
- (2) 各戸の給水設備が各戸ごとに独立していること。
- (3) 受水槽に直結する給水設備が管理者の指定する各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針(別表)(以下「設備指針」という。)及び横浜市水道局給水装置工事設計・施行指針の基準を満たしていること。

第6条 削除

(各戸メーターの確認)

第7条 共同住宅の各戸メーターについては、設備指針に規定する型式のものでなければならない。

2 申請者は、設置する各戸メーターが前項に規定する型式に適合することを証明するため、水道事務所に第3号様式を提出するものとする。

(工事代理人の選出)

第8条 申請者は、受水槽に直結する給水設備の設置工事及び各戸メーターの設置工事に係る手続を処理するため、工事代理人を選定し、第4号様式により管理者に届け出なければならない。

2 工事代理人は、各戸メーターの設置工事に關し、第4条に定めた申請書に添付した図面に変更が生じる場合は、事前に管理者と協議するものとする。

3 申請者は、第1項に定める工事代理人を変更する場合は、速やかに第4号様式により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が工事代理人を不適當であると認めたときは、適當な者に変更しなければならない。

(連絡責任者の選出)

第9条 申請者は、各戸検針に係る手続を処理するため、当該共同住宅における各戸メーターの使用開始までに、連絡責任者を選定し、第5号様式により管理者に届け出なければならない。

2 連絡責任者は、申請者に代わり管理者との事務の取次ぎを行うものとする。

3 申請者は、連絡責任者に変更があった場合は、速やかに第5号様式により管理者に届け出なければならない。

4 申請者は、管理者が連絡責任者を不適當であると認めたときは、適當な者に変更しなければならない。

(共同住宅の使用者名簿の提出)

第10条 申請者は、各戸メーターの使用開始時までに、申請に係る共同住宅において各戸検針により給水を受ける者又は受ける予定の者の氏名及び家屋番号等を、第6号様式により管理者に届け出なければならない。

(施錠装置付共同住宅)

第11条 申請者は、各戸検針を受けようとする共同住宅が、当該共同住宅の内部と外部が、施錠装置が付いた扉等で仕切られているものである場合は、各戸検針の円滑な運用のため、当該施錠装置の解除方法を、第7号様式により管理者に届け出なければならない。

2 申請者は、前項の規定により管理者に届け出た解除方法を変更する場合は、速やかに第7号様式により管理者に変更後の解除方法を届け出なければならない。

(水道メーターの有効期間満了に伴う各戸メーターの設置等)

第12条 水道メーターの有効期間満了その他の事由による各戸メーターの取替えについては、管理者が各戸メーターを設置するものとする。ただし、水道メーターの有効期間満了その他の事由による各戸メーターの取替えのとき、給水設備の水道管が老朽化し、各戸メーターの取替えに支障がある場合の当該老朽水道管は、申請者の負担で取り替えるものとする。

2 前項の規定により、管理者が各戸メーターを取り替える場合は、申請者は、第8号様式により各戸メーターを管理者に無償で譲渡するものとする。

(申請者の届出義務)

第13条 申請者は、次の第1号から第4号のいずれかに該当する場合は第9号様式、第5号に該当する場合は第10号様式及び第6号に該当する場合は第12号様式により、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 受水槽に直結する給水設備の新設工事並びに次に掲げる受水槽に直結する給水設備の増設、改造及び撤去並びに更生工事を施工しようとするとき。

- ア 各戸メーターの数の変更
- イ 各戸メーターの口径の変更
- ウ 各戸メーターの取外し及び再設置
- エ その他更生工事

(2) 消火栓を消火演習に使用するとき。

(3) 消火栓を消火に使用したとき。

(4) 受水槽及び当該受水槽に直結する給水設備（以下「受水槽等」という。）の清掃をするとき。

(5) 各戸検針の申込みを取り消し、又は既に行っている各戸検針を中止するとき。

(6) 受水槽等の清掃が終了したとき。

(受水槽等の洗浄)

第13条の2 受水槽等を洗浄する際については、申請者又は当該受水槽等の洗浄を行う事業者が管理する水道メーター（以下「管理水道メーターという。」）を通過した水道水を使用するものとする。ただし、当該受水槽の付近に管理水道メーターが設置された共用栓等がない等の事情により、管理水道メーターを通過した水道水の使用が不可能な場合にあつては、この限りでない。

2 前項本文の場合においては清掃前の受水槽に貯水されていた水道水のうち各戸メーターを通過することなく排出した水量（以下「清掃前排出水量」という。）を、前項ただし書の場合においては受水槽等の洗浄に使用した水道水の水量及び清掃前排出水量（以下「合計水量」という。）を第12号様式により管理者に申告しなければならない。

3 清掃前排出水量及び受水槽等の清掃時の汚水の排出量については、環境創造局が規定する様式を用いて申告しなければならない。

（受水槽等の洗浄水量料金の取扱い）

第13条の3 受水槽等の清掃に関して第12号様式による申告があった場合について、横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「条例」という。）第31条第2項に基づき管理者が定める料金は、当該申告があった受水槽等に係る清掃前排出水量又は合計水量（以下「合計水量等」という。）につき、次の表に掲げる基本料金の額と従量料金との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）							
	合計水量等8立方メートルまでの分	合計水量等8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	合計水量等10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	合計水量等20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	合計水量等30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	合計水量等50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	合計水量等100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	合計水量等300立方メートルを超える分
425円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円

（各戸検針による給水の取扱い）

第14条 各戸検針による給水の取扱いについては、共同住宅に居住する個々の居住者（以下「居住者」という。）を給水の対象とみなし、水道法（昭和32年法律第177号）及び条例その他法令の規定による給水装置から直接受ける給水の取扱いの例によることとする。

（権利義務の承継）

第15条 申請者は、申請の後において申請者としての資格を失った場合は、新たに第3条に掲げる申請資格を持った者に申請及び各戸検針の実施における権利義務を承継させなければならない。

2 前項の規定により権利義務を承継した申請者は、第11号様式により管理者に届け出なければならない。

（各戸メーター等の維持管理）

第16条 受水槽に直結する給水設備の維持管理及び水質の保持については、申請者が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法、条例その他の法令等に基づく責務を果たすものとし、管理者はその責めを負わないものとする。

2 申請者は、各戸メーターを亡失し、又はき損することのないように保管するものとする。ただし、各戸メーターの修理等の維持管理は管理者が行う。

3 管理者は、管理者が行う各戸メーターの取替え等による各戸メーターの設置により、受水槽に直結する給水設備の管理についての新たな責めを負わないものとする。

(完了検査及び回答)

第17条 管理者は、第5条の審査の基準及び次の要件を満たしている場合、給水装置及び受水槽に直結する給水設備の完了検査を行う。

(1) 給水装置工事が完了していること。

(2) 申請に係る共同住宅の水道利用加入金が納入済であること。

(3) 新たに設置した受水槽等の洗浄水として使用した水量を第12号様式により管理者に申告し、その水道料金が納入済であること。

2 管理者は、前項の完了検査に合格した場合には、各戸検針を行うことを第2号様式により回答する。

3 各戸検針の実施日については、協議して定めるものとする。

(各戸検針の中止等)

第18条 管理者は、申請者がこの規約の規定に従わない場合は、各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止することができる。

2 管理者は、前項の規定により各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止した場合は、管理者が設置した各戸メーターに限り撤去するものとする。

3 第1項の規定により管理者が各戸検針の開始を拒否し、又は各戸検針を中止とした場合、申請者は速やかに給水装置工事を施行し、給水装置に水道メーターを設置するとともに居住者に対し、その旨の説明を行うものとする。

4 前項の規定により給水装置に水道メーターを設置する場合の費用は、申請者の負担とする。

(集中検針の適用)

第19条 集中検針方式は、申請者から集中検針の要望がある場合に限り、第17号様式により協定を締結することを条件に適用するものとする。

2 前項の規定により協定を締結して設置した集中検針装置の維持管理及び更新・改良については、すべて申請者の費用負担で行うものとする。

(集中検針の定義)

第20条 この規約において、集中検針に関する用語の意義は当該各号による。

(1) 集中検針用メーター 集中検針を行う際に使用する各戸メーター

(2) 集中検針装置 集中検針を行うための装置で、集中検針用メーター、集中検針盤及び配線等で構成されるすべてのもの

(3) 既設集中検針装置 従前の規約の規定により管理者に譲渡された集中検針装置

(既設集中検針装置の使用期間)

第20条の2 原則として、既設集中検針装置の使用期間は、設置後16年までとする。

(集中検針中止に伴うメーター取替)

第20条の3 既設集中検針装置の故障や使用期間満了等により、集中検針を中止する場合には、水道メーターの有効期間満了による集中検針用メーター取替時に管理者が普通型メーター（各戸メーターのうち集中検針用メーターでないものをいう。）を設置する。

(既設集中検針装置の撤去)

第20条の4 第20条の2に定めた使用期間を満了した既設集中検針装置は、管理者が撤去する。ただし、建物躯体内に配線されたケーブル及び中継設備については、残置することができるものとする。

(集中検針の取扱い)

第20条の5 申請者が既設集中検針装置の使用期間経過後についても、集中検針を希望する場合には、使用期間が満了する前までに集中検針装置の維持管理及びメーター更新に係る費用の負担等について新たに第17号様式により管理者と協定を締結することを条件に実施する。

(集中検針装置の管理責任者)

第20条の6 集中検針装置の管理責任者の届出は、集中検針装置管理責任者選定（変更）届（第18号様式）により、行うものとする。

(その他)

第21条 この規約に変更の必要が生じた場合は、管理者は、申請者に予告することなく変更することができる。この場合において、管理者は、この規約を変更した場合は、速やかに変更内容を申請者に通知するものとする。

2 この規約の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規約実施の際、現に各戸検針申請の手続過程にあるものについては、なお、従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規約実施の際、現に各戸検針申請の手続過程にあるものについては、なお、従前の例による。

附 則

1 この規約は、令和3年10月6日から実施する。

(経過措置)

2 この規約の実施の日前にこの規約の改正前の第13条第4号に規定する届出がされた受水槽の清掃については、なお従前の例による。

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市水道事業管理者

申請者 住 所
氏 名
〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第4条第1項の規定に基づき、規約の規定に従うことを条件に、次の共同住宅について、各戸検針を申請します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	(階建)
申請者の資格等	建築主、所有者、管理組合の代表者 その他 ()
給水装置の工事 受付番号及び栓番号	区 年度 第 号 管区 第 号
工事完成年月日	年 月 日
戸数及びメーター個数	住宅等戸数 戸、各戸メーター戸数 個

受付番号 年度 号

各戸メーター適合証明書

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

提出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第7条第2項の規定に基づき、各戸メーターの型式が適合している証明として、本書を提出します。

設 置 場 所	区 町 丁目 番地 号				
品 名	型 口	式 径	個 数	検 定 年 月	摘 要

証明者
(製作者等)

住 所
名 称
電 話 番 号

()

給水装置工事受付番号
各戸検針申請受付番号

年度 第 号
年度 第 号

工事代理人選定（変更）届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第8条第1項（第3項）の規定に基づき、次のとおり工事代理人を選定（変更）しましたので、届出します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	
代理人の住所 氏 名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()

給水装置工事受付番号

年度 第 号

各戸検針申請受付番号

年度 第 号

連絡責任者選定（変更）届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第9条第1項（第3項）の規定に基づき、次のとおり連絡責任者を選定（変更）しましたので、届出します。

所在地	区 町 丁目 番地 号
建物の名称	
連絡責任者住所氏名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()

給水装置工事受付番号 年度 第 号
各戸検針申請受付番号 年度 第 号

第6号様式（第10条第3号）

共同住宅の使用（予定）者名簿

（注）各階ごと全戸数を、空き室を含めて順序良く記入願います。

室番号	フリガナ	栓番号	点検順	取付指針	備考
	使用者名				

施錠装置付共同住宅に係る施錠装置の
解錠方法（解錠方法の変更）届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
 （連絡責任者） 氏 名
 （法人の場合は、
 名称・代表者の氏名）
 電話番号 （ ）

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第11条第1項（第2項）の規定に基づき、次の共同住宅に係る施錠装置の解錠方法（解錠方法の変更）について届出します。

所在地	区	町	丁目	番地	号
建物の名称	（ 階建）				
解除方法	（該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。）				
	1	ID(暗証)番号	_____		
	2	キーボックス番号	_____		
	3	連絡責任者が対応	常駐 巡回		
	4	居住者が対応	棟	号室	(Tel -)
5	その他(管理人等)	(Tel -)			

受付番号 年度 号

各戸メーター譲渡申出書

年 月 日

(申出先)

横浜市水道事業管理者

申出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第12条第2項の規定に基づき、次のとおり各戸メーター（集中検針用メーター）を無償で譲渡します。

共同住宅 の名称等	区 町 丁目 番地 号				
譲渡時期	メーターの有効期間満了その他の理由により、管理者が取替えるとき。				
各戸メーター等	普通型メーター	φ 13mm 個	φ 20mm 個	φ 25mm 個	φ 個
	集中検針用メーター	φ 13mm 個	φ 20mm 個	φ 25mm 個	φ 個
譲渡確定日 及び理由	年 月 日 検定期間満了、その他 ()				

各戸検針申請受付番号 年度 第 号

受水槽に直結する給水設備工事等届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住所
氏名

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第13条に基づき、次のとおり届出します。

所在地	区 町 丁目	番地	号
建物の名称			
連絡責任者住所氏名	区 町 丁目	番地	号
	電話	()	

新設 増設 1 改造 撤去 更生工事	受付番号	年度 第	号
	工事概要		
2 消火栓使用届			
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
使用の目的	<input type="checkbox"/> 消火演習のため <input type="checkbox"/> 火災消火のため（火災場所 ） <input type="checkbox"/> その他 （ ）のため		
消火栓の種別	<input type="checkbox"/> 封かん式 <input type="checkbox"/> メーター付き <input type="checkbox"/> その他		
3 受水槽の清掃届	年 月 日 ～ 年 月 日 水槽清掃予定時間 時間		
4 特記事項			

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針取消・中止届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者

住 所 区 町 丁目 番 号

氏 名

電話番号 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針を、次の理由により取消・中止いたします。

取消・中止理由

- 1 設備基準未改善のため
- 2 建物等の撤去
- 3 その他 ()

回答書の内容

各戸検針申請受付番号	年度 第 号
回 答 年 月 日	年 月 日
所 在 地	区 町 丁目 番 号
建 物 の 名 称	(階建)
戸数及びメーター個数	住宅等戸数 戸、各戸メーター個数 個

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針申請者承継届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所
氏 名

〔法人の場合は、
名称・代表者の氏名〕

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第15条第2項の規定に基づき、次の共同住宅に係る各戸検針申請者の資格を次のとおり承継したので届出します。

所在地	
建物の名称	
承継者の資格	建築主、所有者、管理組合の代表者、その他
住所 氏名 〔法人の場合は、 名称・代表者の氏名〕	区 町 丁目 番地 号 電話 ()
受水槽を含む 給水装置の栓番号	区 管区 第 号

各戸検針申請受付番号
提出日

年度 第 号
年 月 日

給水設備洗浄用水量等申告書

申告日 年 月 日

(申告先)

横浜市水道事業管理者

(申告者)

住 所

氏 名

(法人の場合は

名称・代表者の氏名)

電 話 ()

受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約第 13 条第 6 号の規定により、受水槽を含む給水設備の洗浄水として使用した水量及び清掃前の受水槽に貯水されていた水量並びに請求先を次のとおり申告します。

給水装置工事受付番号 年度 第 号

※ 既に規約第 17 条第 1 項に規定する完了検査を受けている案件については、給水装置工事受付番号の記載は不要です。

建物所在地 区 町 丁目 番地 号

建物の名称

※ 名称が決まっていない場合は、仮称を記載してください。

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

使用水量

※清掃前の受水槽に貯水されていた水道水のうち各戸メーターを通過することなく排出した水がある場合は、当該水量と使用水量の合計水量を記載してください。

(請求先)

住 所

氏 名

(法人の場合は

名称・代表者の氏名)

電 話 ()

※ 下水道使用料排出量については、上記使用量と同量とします。

集中検針装置設置に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）は、の集中検針装置を設置するに当たり、設置方法、費用負担及び維持管理等に関し、次の条項により協定を締結する。

（集中検針装置の定義）

第 1 条 集中検針装置は、メーターの指針をメーターの設置位置から離れた場所で読み取るための装置で集中検針用メーター、集中検針盤及び配線等により構成されるすべてのものをいう。

（集中検針装置の設置）

第 2 条 甲は、乙からの申請に基づき、甲の定める受水槽に直結する給水設備の共同住宅に係る各戸検針実施規約（以下「規約」という。）別表各戸検針に係る受水槽に直結する給水設備設置指針（以下「設備指針」という。）に適合するものについて、集中検針装置を設置することを認める。

（費用の負担等）

第 3 条 集中検針装置は、乙が所有するものとし、集中検針装置の設置及び使用並びに第 6 条に定める維持管理及び更新・改良に要する一切の費用は、すべて乙の負担とする。

2 集中検針用メーター取替・設置に係る一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（集中検針装置の使用期間等）

第 4 条 集中検針用メーターを除く集中検針装置の使用期間は、甲が集中検針に支障があると認めるまでの期間とする。

2 乙は、集中検針をやめる場合、集中検針用メーターの有効期間が満了する前までに甲に規約第 12 条第 2 項の規定による申出を行う。

3 甲は、前項の申出を受け、普通型メーターを設置し、メーターを直接検針する方法に変更する。

4 乙は、集中検針装置の使用期間を終了しても集中検針の継続を希望する場合には、集中検針装置の更新を適切に行うこと。

（集中検針装置の設置工事等）

第 5 条 集中検針装置の設置、維持管理等の工事は設備指針に基づいて施工するものとする。

2 乙は、集中検針装置の設置に当たり、甲による工事着手前の設計審査及び工事完了後の検査を受けるものとする。

（集中検針装置の維持管理等）

第 6 条 乙は、善良な注意をもって集中検針装置を維持管理するものとし、当該集中検針装置について異状を発見したとき、又は甲から異状の通知を受けたときは、直ちに点検及び修理を行うものとする。この場合においては、施工後に甲の確認を受けるものとする。

2 乙は、規約及び本協定書に基づき集中検針装置の維持管理及び更新・改良等を行うものとする。

3 乙が第 1 項及び第 2 項に定める維持管理等を行うことができない場合は、甲はメーターを直接読む検針に変更し、設置されている集中検針用メーターの有効期間満了時までに規約第 12 条第 2 項の規定による申出を受け、メーターの有効期間満了による取替時に普通型メーターを設置する。

（集中検針の廃止）

第 7 条 乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合に係る一切の費用は、乙の負担とする。

2 乙は、乙の事情により集中検針装置による検針を廃止する場合、甲に事前に届出を行い、規約第 12 条第 2 項の規定による申出についても合わせて行うこととする。ただし、設置されている集中検針用メーターについては、メーターの有効期間満了まで継続使用することとする。

（集中検針装置の管理責任者の選定）

第 8 条 乙は、集中検針装置を維持管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選定し、直ちに甲に届け出るものとする。又これを変更するときも同様とする。

2 管理責任者は、集中検針装置に要する費用について、乙と連帯して責任を負うものとする。

（使用水量の計量及び料金の算定）

第 9 条 集中検針装置による使用水量の計量及び料金の算定等については、甲の定める横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）及び横浜市水道条例施行規程（昭和 33 年 6 月水道局規程第 2 号）等によるものとする。

（立入り調査）

第 10 条 甲は、集中検針装置に関し、必要があると認めたときは、乙の同意を受けて集中検針装置の設置場所等に立ち入り、調査することができるものとする。

（施錠装置付共同住宅の各戸検針）

第 11 条 乙は、集中検針装置を設置する建物が施錠装置付共同住宅の場合、規約第 11 条第 1 項及び第 2 項に定める届出を行うこととする。

（協定内容の変更・中止等）

第 12 条 甲は、必要があるときは書面をもって乙に通知し、協議の上この協定書の内容を変更し、又は中止することがある。ただし、特別な事由ある場合については、この限りでない。

2 乙の都合でこの集中検針装置の所有者を変更する場合は、乙は、新所有者にこの集中検針装置がこの協定に基づくものであることを承継するとともに、直ちにその変更を甲に届け出るものとする。

（責任の所在）

第 13 条 集中検針装置の設置、維持管理等について乙とその他の利害関係人の間に紛争が生じた場合は、甲は一切の責任を負わないものとし、すべて乙の責任において処理するものとする。

（管理組合への承継）

第 14 条 建物の区分所有に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）の規定に基づき管理組合を設立した場合、乙は、管理組合にこの協定内容を承継させるものとする。この場合、甲に通知するものとする。

（その他）

第 15 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して決定する。

甲と乙は、この協定締結の証として、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印し各 1 通を保有する。

年	月	日		
甲			住 所	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
			氏 名	横浜市
			代表者	横浜市水道事業管理者 水道局長

乙			住 所	
			氏 名	
			代表者	

集中検針装置管理責任者選定 (変 更) 届

年 月 日

(届出先)

横浜市水道事業管理者

届出者 住 所

氏 名

(法人の場合は、
名称・代表者の氏名)

電話番号 ()

集中検針装置設置に関する協定書第 8 条の規定に基づき、次のとおり管理責任者を選定 (変更) しましたので、届出します。

所 在 地	区 町 丁目 番地 号
建 物 の 名 称	
管 理 責 任 者 住 所 氏 名	区 町 丁目 番地 号 電話 ()